

愛知県防犯ボランティア活動災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県内で県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止等安全なまちづくりのための自主的な活動を行う防犯ボランティアが、防犯パトロール、通学路における子どもの安全確保活動等の警戒活動（以下「警戒活動」という。）に従事中の事件・事故により災害を受けた場合、その者又はその遺族に対し、見舞金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 見舞金の支給対象者は、次の要件を満たす自主防犯団体（以下「団体」という。）のうち、あらかじめ愛知県に登録した団体の構成員で、その活動に無報酬で参加し、災害を受けた者とする。ただし、死亡による見舞金は、災害を受けた者の遺族に支給する。

(1) 県民又は事業者が自主的に組織する、5人以上で構成された民間の団体

(2) 警戒活動を月1回以上の頻度で継続的かつ計画的に実施する団体

2 愛知県安全なまちづくり条例第6条に規定する安全なまちづくり推進指導員等防犯ボランティア活動に従事する者について、県費でボランティア活動保険に加入しているときは、見舞金の支給対象としないものとする。

3 この要綱による見舞金を受けるべき者が、見舞金支給の申請を行った同一の事件・事故で、県の他の見舞金・弔慰金の支給を受けた場合、その支給額を限度として、見舞金の支給対象としないものとする。

(支給対象事件・事故)

第3条 見舞金の支給対象とする事件・事故は、団体としての活動で、原則として、複数の者により行われる警戒活動を実施中に、他人の犯罪行為（人の生命又は身体を害する罪に当たる行為をいう。以下同じ。）、交通事故等により死亡し又は負傷したもののうち、次に掲げるものを除いたものとする。

(1) 防犯ボランティアの故意又は重大な過失により生じた事件・事故

(2) 防犯ボランティアの自傷行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事件・事故

(3) 防犯ボランティアの飲酒運転、無資格運転による事件・事故又は薬物の影響下の事件・事故

(4) 上記各号に掲げるもの以外で、知事が災害見舞金を支給することが適当

でない」と認めた事件・事故

(団体登録等)

第4条 第2条に規定する団体の登録は、代表者が「防犯ボランティア団体登録申請書(様式1)」(以下「団体登録申請書」という。)に愛知県自主防犯ボランティア団体活動状況等調査票を添えて知事あてに申請を行うものとする。

2 団体の登録は、知事が「団体登録申請書」を受理した時点で完了するものとする。

(調査)

第5条 知事は、必要に応じて、登録した団体の活動状況などを調査できるものとする。

(届出事項)

第6条 登録した団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに「防犯ボランティア団体登録変更届出書(様式2)」により、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 団体の名称を変更したとき。
- (2) 主な活動区域を変更したとき。
- (3) 代表者を変更したとき。
- (4) 活動内容を変更したとき。
- (5) 活動拠点を変更したとき。

2 登録した団体は、団体の登録を取り消そうとするときは、すみやかに「防犯ボランティア団体登録取消届出書(様式3)」により、その旨を知事に届け出なければならない。

(団体登録の変更及び取消)

第7条 知事は、団体から前条第1項の届出を受けた場合には、団体の登録内容を変更するものとする。

2 知事は、次に掲げる場合には、団体の登録を取り消すものとする。

- (1) 第5条の調査の結果、第2条第1項の要件を満たさないと認めた場合
- (2) 第5条の調査の結果、活動の実態がないと認めた場合
- (3) 前条第2項の届出を受けた場合
- (4) その他知事が災害見舞金の支給対象にふさわしくないと判断した場合

(災害の種類及び見舞金の額)

第8条 災害の種類及び見舞金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|------|
| (1) 死 亡 | 5 万円 |
| (2) 重 傷 | 2 万円 |
| (3) 軽 傷 | 1 万円 |

2 第 1 項第 2 号の重傷とは、医師の治療を要する期間が 30 日以上のものをいう。

3 第 1 項第 3 号の軽傷とは、医師の治療を要する期間が 14 日以上 30 日未満のものをいう。

(遺族の範囲)

第 9 条 前条第 1 項第 1 号の見舞金を受けることができる遺族の範囲及び順位については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 429 号）第 9 条及び第 10 条の規定を準用する。

(見舞金支給申請書の提出)

第 10 条 見舞金の支給を受けようとする者は、事件・事故の発生をすみやかに県に報告するとともに、「見舞金支給申請書（様式 4）」（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 負傷の場合

ア 交通事故の場合は、自動車安全運転センター愛知県事務所長が発行した交通事故証明書（以下「事故証明書」という。）（写しでも可）及び「事件・事故状況報告書（様式 5）」（以下「報告書」という。）

交通事故以外の場合は、報告書

イ 医師の診断書若しくは医師が作成した証明書（いずれも写しでも可）

ウ 愛知県受取人届出書（新規・変更）

(2) 死亡の場合

ア 交通事故の場合は、事故証明書（写しでも可）及び報告書

交通事故以外の場合は報告書

イ 死亡診断書（写しでも可）

ウ 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は受領者となりうる資格を証明する書類

エ 愛知県受取人届出書

2 見舞金の支給の申請は、事件・事故発生日から 1 年以内に行わなければならないものとする。

(見舞金の支給)

第 11 条 知事は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、「見舞金支給決定通知書（様式 6）」により申請者に対し、支

給の決定を通知するとともに、見舞金を支給するものとする。

- 2 知事は、申請内容の審査及び見舞金の額の決定のため必要があると認めたときは、知事が指名する者をもって構成する審査委員会を開くことができる。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の本要綱の規定は、施行日以降に発生した災害に適用し、施行日前に発生した災害については、なお従前の例による。ただし、施行日前に発生した災害に係る見舞金の支給を受けようとする者は、改正後の要綱に定める様式により、知事に届け出るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の本要綱の規定は、施行日以降に発生した災害に適用し、施行日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に発生した災害に係る見舞金の支給を受けようとする者は、改正後の要綱に定める様式により、知事に届け出るものとする。

- 様式 1 防犯ボランティア団体登録申請書
- 様式 2 防犯ボランティア団体登録変更届出書
- 様式 3 防犯ボランティア団体登録取消届出書
- 様式 4 見舞金支給申請書

様式 5 事件・事故状況報告書

様式 6 見舞金支給決定通知書